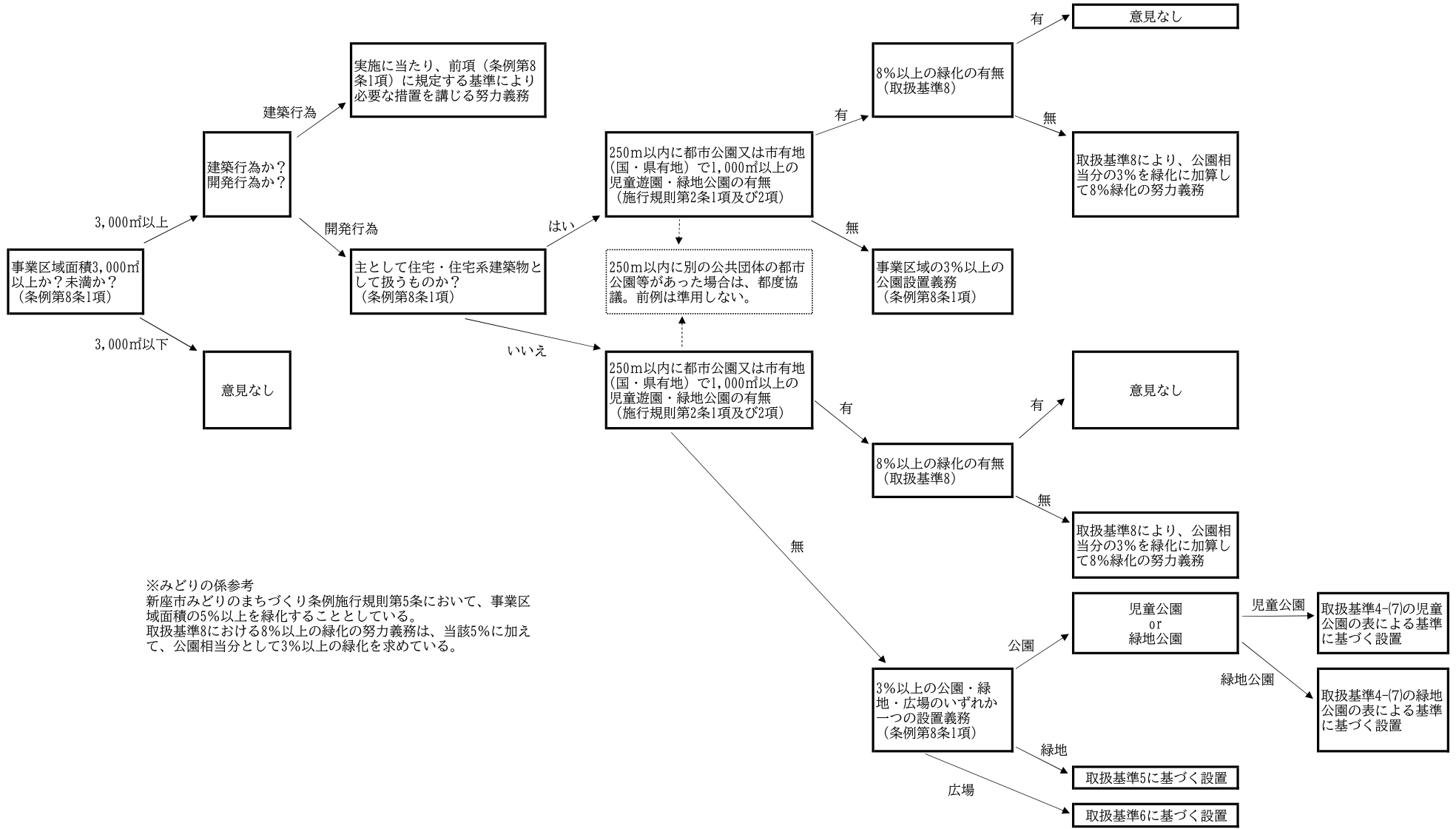


【開発行為協議フローチャート】 ◎公園関係◎

条例 = 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例  
 施行規則 = 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例施行規則  
 取扱基準 = 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例取扱基準〔みどりと公園課関係〕



※みどりの係参考  
 新座すみどりのまちづくり条例施行規則第5条において、事業区域面積の5%以上を緑化することとしている。  
 取扱基準8における8%以上の緑化の努力義務は、当該5%に加えて、公園相当分として3%以上の緑化を求めている。